

高浜町・企業誘致に係る優遇制度

高浜町企業立地促進補助金

条例名	対象者の要件	内容
高浜町企業立地促進補助金交付要綱	◆対象業種：製造業、電気供給業、ガス供給業、先端的農商工連携施設、卸売・小売業、サービス業	
(Ⅰ) 工場設置補助金	○投下固定資産額 1 億円以上 ○敷地面積 5,000 m ² 以上 ○新規雇用者 10 人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額：3,000 万円
(Ⅱ) 雇用促進補助金	○新規雇用者 10 人以上	○5万円/人
(Ⅲ) 緑化奨励補助金	○新規雇用者 10 人以上 ○敷地面積の 10%以上の緑地	○緑化工事費×30% ○交付限度額：500 万円

原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金（通称「F補助金」）

制度概要	原子力発電所の周辺地域で雇用増加を生む企業に対して、企業立地の一定期間、半期毎に支払った電気料金の実績等に基づき支援を行う制度です。 ※概ね、電気料金の約40%の額の補助金が交付されます。
主な補助要件	【電力契約】 立地に伴い、電力契約の新規契約または増加契約していること 【雇用】 雇用者数（雇用保険の一般被保険者）が3人以上増加すること
交付期間	初回交付から原則8年間で、期間中交付条件を満たす場合は、継続交付可能
対象事業	(ア) 製造業、(イ) 自治体が企業立地の推進等を目的とした条例等で金銭的に支援している業種に属する事業、(ウ) 企業立地等を目的とした条例等により個別に金銭的な支援を受けている事業（支援が実現済） ※(イ)の具体例（福井県と高浜町のいずれかが適用できます。） ●福井県：製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業 道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業 配送センター、卸売業、物流施設を設置する小売業、旅館・ホテル ●高浜町：製造業、電気供給業、ガス供給業、先端的農商工連携施設又は卸売・小売業若しくはサービス業等

高浜町・企業誘致に係る優遇制度

高浜町オフィス誘致補助金

補助対象者

町内に新たに事業所を設置する県外事業者または県内事業者

対象業種等

IT関連業務や事務系事業を実施する事業所等のオフィス

要件

- ① 操業開始から1年以内に3名（U・Iターン者のみの場合、1名以上）雇用すること。
- ② 5年以上、事業を継続すること。



補助対象経費等

補助事業者区分	補助対象経費	補助率等	一事業（3年間）あたりの 交付限度額
オフィスを高浜町内に設置 する県外事業者	ア 土地建物取得・改修	50% 空き家を活用した場合 25%上乗せ	(1) 新規雇用者1名以上（U・Iターン者のみ） 750万円 (2) 新規雇用者3名以上 1,500万円 (3) 空き家活用上乗せ 750万円
	イ 土地建物賃借料		
	ウ 事務機器等取得費		
	エ 事務機器等リース料		
	オ 通信回線料	100%	750万円
	カ 町内新規雇用	20万円/人	180万円
	キ U・Iターン者雇用	30万円/人	270万円
	ク 子育て世帯雇用 (U・Iターン者雇用上乗せ)	子1名の場合 最大 30万円/世帯 子2名の場合 最大 40万円/世帯 子3名以上の場合 最大 50万円/世帯	450万円 (最大9世帯まで)
	ケ 住居賃借料（12ヶ月） (U・Iターン者雇用上乗せ)	50%	180万円
オフィスを高浜町内に設置 する事業者	ア 土地建物取得・改修	25% 空き家を活用した場合 25%上乗せ	(1) 新規雇用者1名以上（U・Iターン者のみ） 375万円 (2) 新規雇用者3名以上 750万円 (3) 空き家活用上乗せ 750万円
	イ 土地建物賃借料		
	ウ 事務機器等取得費		
	エ 事務機器等リース料		
	オ 町内新規雇用	20万円/人	180万円

高浜町・企業誘致に係る優遇制度

税制上の優遇措置

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法）		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 ー その他 15			